

## ○組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(平成 28 年 6 月 24 日 規則第 3 号)  
改正 令和 7 年 11 月 20 日規則第 1 号

### (目的)

第 1 条 この規則は、組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 28 年条例第 1 号）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (施行)

第 2 条 前条の施行に関する事項は、筑後市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年規則第 3 号）及び筑後市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年規則第 12 号）の規定の例による。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則（令和 7 年 11 月 20 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。